

第 号  
年 月 日

共 済 会 情 報 非 開 示 決 定 通 知 書

殿

東久留米市勤労市民共済会会長

年 月 日付の開示請求について、東久留米市勤労市民共済会情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり団体情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 団体情報の件名	
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	東久留米市勤労市民共済会情報公開実施要綱第7条第号に該当
3 東久留米市勤労市民共済会情報公開実施要綱第12条第2項の規定に該当する場合の団体情報の開示をすることができる時期	年 月 日。ただし、団体情報の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。
4 事務局	事務局 電話番号 内線
5 備考	

(裏面)

- (注) 1 この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面で東久留米市勤労市民共済会会長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東久留米市勤労市民共済会を被告として(訴訟において東久留米市勤労市民共済会を代表する者は会長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。